

平成28年度

一般財団法人富山県バスケットボール協会

第6回理事会



日時：平成28年12月7日（水）午後7時00分

場所：富山県総合体育センター小研修室

一般財団法人富山県バスケットボール協会第6回理事会次第

1 開 会

2 会長代行挨拶

3 理事会成立

4 議 事

- 第1号議案 一般財団法人富山県バスケットボール協会表彰規程の制定について
- 第2号議案 一般財団法人富山県バスケットボール協会慶弔規程の制定について

5 報告事項

- (1) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について
- (2) (公財)日本バスケットボール協会都道府県連絡会の結果について
- (3) 市町村協会長等との意見交換会の結果について
- (4) 各委員会及び各種連盟からの連絡・報告について

6 その他

- (1) 第4回富山県籠球懇話会の開催について
- (2) 平成29年度国民体育大会における競技スタッフについて
- (3) 平成29年度の主な事業計画について
- (4) 法人化記念事業「筑波大学男子バスケットボール部の合宿招へい」について

7 閉 会

第1号議案

一般財団法人富山県バスケットボール協会表彰規程の制定について

定款第49条の規定に基づき、表彰規程を次のとおり制定する。

平成28年12月7日 提 出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
会長代行 荻原隆夫

一般財団法人富山県バスケットボール協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人富山県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）定款第49条の規定に基づき、諸事業の振興及び発展に貢献した者の表彰その他必要な事項を定めるものとする。

(表彰等の種類)

第2条 表彰等の種類については、次の各号に定めるものとする。

(1) 功勞表彰

- ア 県協会の役員として永年協会の発展に特に寄与した者
- イ 県協会加盟団体役員として特に功績のあった者

(2) 優秀選手表彰

全国大会及び国際大会で顕著な成績を収めた者

(3) 優秀チーム表彰

全国大会で優秀な成績を収めたチーム

(4) 優秀指導者表彰

全国大会で優秀な成績を収めた選手又はチームを育成した指導者

(5) 特別優秀選手又は特別優秀チーム表彰

- ア 全国大会で優勝又は次勝した選手若しくはチーム
- イ 日本を代表して国際大会等において出場した選手又はチーム

(6) 激励金

- ア ブロック大会に出場するチーム
- イ 全国大会に出場するチーム
- ウ 日本を代表して国際大会等に出場する選手又は指導者

(表彰候補者の推薦)

第3条 本協会及び加盟団体は、前条第1号から第5号までに規定する表彰の事由により、該当するものを表彰候補者として本協会に推薦することができるものとする。

2 推薦候補者の推薦に当たっては、推薦団体が推薦事由を明記した推薦書を会長に提出しなければならない。

(表彰の時期及び授与品)

第4条 表彰は原則として評議員会において行い、表彰状又は記念品を授与するものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、その都度授与することができるものとする。

(激励金)

第5条 激励金の交付は、その都度行うものとし、その金額については、別表に定めるものとする。

(選考)

第6条 第2条第1号から第5号までに定める被表彰者の選考は、理事会の決議を経て会長が授与するものとする。

(感謝状)

第7条 第2条に定めるもののほか、特に功績があった者については、会長が推薦し理事会の決議を経て感謝状を贈呈することができるものとする。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し、次の各号に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

- (1) 第2条第1号アに規定する功労表彰は、県協会役員及び参与として30年以上(年齢は60歳以上)を歴任した者又はそれに準じる功績のあった者とする。
- (2) 第2条第1号イに規定する功労表彰は、その加盟団体の発展に永年尽力し、特に功労が顕著な者とする。
- (3) 第2条第2号から第6号までに規定する全国大会は、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「JBA」という。)が主催又は主管する大会とする。
- (4) 第2条第2号から第6号までに規定する全国大会において、優秀な成績を収めたとは、4位入賞以上とする。
- (5) 第2条第5号及び第6号に規定する国際大会とは、JBAが派遣した大会又はオリンピック・パラリンピックとし、その対象者を富山県在住者又は富山県の高等学校卒業者とす。
- (6) 第2条第6号に規定する激励金の交付は、大学以上の大会とする。

附 則

この規程は、平成28年12月7日から施行する。

別表(第5条関係)

	予選あり	予選なし
ブロック大会	20,000円	0円
全国大会	30,000円	20,000円
国際大会	50,000円	30,000円
上記以外	別に定める	別に定める

第2号議案

一般財団法人富山県バスケットボール協会慶弔規程の制定について

定款第49条の規定に基づき、慶弔規程を次のとおり制定する。

平成28年12月7日 提 出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
会長代行 荻原隆夫

一般財団法人富山県バスケットボール協会慶弔規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人富山県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）定款第49条の規定に基づき、本協会の役員等及び関係機関に対する慶弔等に関して必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 本協会の役員等の範囲は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 本協会定款第13条及び第14条第3項に規定する評議員及び評議員選定委員会の外部委員
- (2) 本協会定款第25条に規定する役員
- (3) 本協会定款第43条及び第44条に規定する名誉会長、顧問及び参与
- (4) 本協会定款第46条第2項に規定する事務局長及び必要な職員

2 本協会の関係機関の範囲は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 本協会に加盟する市町村協会
- (2) 本協会が加盟する諸機関

(祝意)

第3条 本協会の役員又は本協会に加盟する個人若しくは団体が、バスケットボールの振興及び発展に寄与したことにより、国、富山県、公益財団法人日本バスケットボール協会、その他関係機関から表彰されたときは、理事会の承認を得て10,000円以内の祝金又は記念品を贈呈することができるものとする。

(弔慰)

第4条 第2条に定めるもののほか、本協会の事業実施中に会員が死亡したときは、遺族に対して別表に定める弔慰を表すものとする。

2 第2条第1項第2号及び第4号に定める者の1親等が死亡したときは、遺族に対して香料10,000円及び弔電において弔慰を表すものとする。

(届出)

第5条 前条各項に該当する事象が生じたときは、関係者が本協会事務局長に届け出るものとする。

(補則)

第6条 第3条及び第4条の規定に関わらず特別な事情があるときは、専務理事の決裁により慶弔の意を表すことができるものとする。

附 則

この規程は、平成28年12月7日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

弔 慰 対 象	弔 慰 内 容
第2条第1項第1号及び第3号	香料 10,000 円及び弔電
第2条第1項第2号及び第4号	香料 20,000 円、供花及び弔電
本協会の事業実施中の会員	香料 10,000 円、供花及び弔電

報告事項(1)

会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について

定款第27条第6項の規定により、会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況を報告する。

職務執行状況一覧

月	日	出席会議、大会等	野上 会長	荻原 副会長 (会長代行)	牧田 副会長	深松 副会長	山崎 副会長	松倉 専務理事	丹羽 常務理事	廣川 常務理事	構 常務理事
10	5	平成28年度(一財)富山県バスケットボール協会第5回理事会		○	○	○	○	○			○
10	6~ 8	第71回国民体育大会(岩手県)富山県選手団応援					○	○		○	
10	15, 16	関東大学男子・女子リーグ戦視察						○			
10	20	クラブチームへの説明						○	○		
10	29, 30	第36回北信越総合バスケットボール選手権大会						○	○		○
11	18	(公財)富山県体育協会強化ヒアリング						○			
11	19	(公財)日本バスケットボール協会都道府県連絡会							○		
11	25~ 27	全日本大学選手権視察						○			
12	1	(公財)富山県体育協会表彰式及び加盟団体懇親会								○	
12	1	平成29年度スポーツ振興事業助成に関する説明会						○			
12	3	(一財)富山県バスケットボール協会と市町村協会との意見交換						○	○		○

報告事項(2)

(公財) 日本バスケットボール協会都道府県連絡会の結果について

(公財) 日本バスケットボール協会都道府県連絡会の結果については、別添資料のとおりとする。

報告事項(3)

市町村協会長等との意見交換会の結果について

市町村協会長等との意見交換会の結果については、別添資料のとおりとする。

報告事項(4)

各委員会及び各種連盟からの連絡・報告について

各委員会及び各種連盟からの連絡・報告については、別添資料のとおりとする。

その他

- (1) 第4回富山県籠球懇話会の開催について

- (2) 平成29年度国民体育大会における競技スタッフについて

- (3) 平成29年度の主な事業計画について

- (4) 法人化記念事業「筑波大学男子バスケットボール部の合宿招へい」について